(3)　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(i)　精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ii)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者

(4)～(11)　略

二　金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　当該者に関する次に掲げる書類

(1)　［略］

(2)　前号ロ(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3)・(4)　略

三　［略］

（営業所等の変更の届出）

第二十四条　［略］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　［略］

二　法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類

イ　法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第八号に掲げる書類

ロ　［略］

三　［略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第二十四条の二　法第百五十六条の十四第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（免許申請書の添付書類）

第三十条　法第百五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

イ　精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者

(3)　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［加える。］

［(4)～(11)　同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

［(3)・(4)　同上］

三　［同上］

（営業所等の変更の届出）

第二十四条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第七号に掲げる書類

ロ　［同上］

三　［同上］

［条を加える。］

（免許申請書の添付書類）

第三十条　［同上］

［一・二　同上］

三　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［号の細分を加える。］